

UQ WiMAX Certification プログラム規約

UQ コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」という。）は、UQ WiMAX Certification プログラム（以下「本プログラム」という。）について、この規約（以下「本規約」という。）により取扱います。

（本プログラムの目的）

第1条 本プログラムは、本プログラムに参加する製品開発メーカーまたは製品を調達し市場に提供する者（以下、これらを総称して「メーカー等」という。）が開発、販売する WiMAX 対応製品（以下「本製品」という。）と当社が提供する WiMAX システムの接続性確認試験を実施することにより、本製品の品質向上並びに当社が運営する WiMAX システムの品質維持及び安定稼働を実現することを目的とします。

（本規約の適用、変更）

第2条 当社とメーカー等は、本規約、当社が定める「WiMAX 対応製品開発ガイドライン」及び当社が別に定める諸規定（以下、これらを総称して「本規約等」という。）に基づき、本プログラムを遂行するものとします。

2 当社は本規約を変更することがあります。この場合の条件等は変更後の本規約によります。

（契約の成立）

第3条 メーカー等は、本規約等に同意のうえ、当社所定の手続きに従って、開発する本製品毎に本プログラムに係る契約（以下「本件契約」という。）の申込みをするものとし、当該申込みに対し当社が承諾したときに、メーカー等と当社の間当該本製品にかかる本件契約が成立するものとします。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本件契約の申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は承諾しない理由を開示しません。

（1）メーカー等が虚偽の事実を申告したとき

（2）メーカー等が法人でないとき

（3）メーカー等が当社が別に定める基準（各種認証取得の状況）を満たすことができないとき

（4）その他、当社が不適切と判断したとき

3 当社は、メーカー等の承諾を得ることなく本規約等を変更することができ、当該変更後は、変更後の本規約等が適用されるものとします。なお、当該変更によってメーカー等に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

（技術情報・サポートの提供）

第4条 当社は、メーカー等が本製品の開発等を行うために必要と当社が認める技術上の情報（以下「技術情報」という。）を提供するほか、当社が適切と考えるサポート（以下「本サポート」という。）をメーカー等に提供することがあります。

- 2 メーカー等は、前項に従い当社から提供された技術情報及び本サポートに関して提供された情報を、本件契約の対象となる本製品の開発等のために必要な範囲内に限り利用することができるものとし、新たに本製品の開発を行う場合は、開発する本製品毎に第3条に定める本件契約に関する手続きを実行するものとし、
- 3 本サポートを提供するために費用が生じる場合であって、当該費用の全部又は一部のメーカー等による負担が妥当であると判断されるときには、当社は、事前協議のうえ、メーカー等に当該費用の負担を求めることができるものとし、

(製品認証及びロゴマークの付与)

第5条 本件契約の対象となる本製品が、当社が別に定める基準（接続試験の実施項目）を満足する場合、当社が証明書を発行して認証するものとし、また、認証を取得している製品であることを証明するため、当該認証を取得した本製品に対して、当社が別に定める「UQ CERTIFIED」ロゴマークの表示を認めます。

- 2 当社は、メーカー等が開発する本製品について、本プログラムで認証した場合、当社ホームページに当該認証を取得した本製品を掲載する等の製品登録を行う場合があります。

(メーカー等の義務等)

第6条 メーカー等は、当社が提示する仕様等に基づき、自己の費用と責任において、本プログラム遂行のための業務を行うよう合理的な努力を行うものとし、

- 2 メーカー等は、本製品が、当社の WiMAX システムに接続するための認証情報を自己の責任において適切に管理するものとし、顧客その他の第三者による認証情報の書込み、読み出し、複製、入力等を防止するものとし、本製品の複製、なりすまし等による不正アクセス防止措置をとることを保証するものとし、
- 3 メーカー等は、当社の信用、評判等を毀損し、その他当社に営業上の損害を与える可能性のある行為を一切行わないものとし、
- 4 当社は、適宜本プログラムの遂行状況についてメーカー等に報告を求めることができ、メーカー等は、当該報告を求められた場合、すみやかにこれに対応するものとし、又、当社は、必要に応じて本プログラムの遂行状況を調査するため、メーカー等に事前に通知したうえでメーカー等の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、メーカー等は当社の調査に協力する義務を負うものとし、
- 5 当社は、メーカー等が提供する本製品に対し、その性能、機能、接続性若しくは安全性又は製造、販売若しくはサポートに係る一切について、何ら保証責任を負うものではありません。メーカー等は、当該非保証について、本製品販売等に従事するもの（メーカー等の販売店を含みませんが、これに限りません。）及びその顧客に対して適切に周知する責任を負うものとし、
- 6 メーカー等が提供する本製品について、顧客その他の第三者からメーカー等、当社、当社の販売店その他の第三者に対して何らかの請求がなされるか若しくは訴えが提起される等の紛争（知的財産権に関する紛争、製品の欠陥（設計上、製造上、表示・警告上の欠陥）に起因する紛争等を含みます。）が生じた場合、メーカー等は、自己の費用と責任で当該紛争を処理解決するもの

とし、当社が当該紛争の処理に費用を支出した場合には、その費用を負担するものとし、当社は、当社の責に帰すべき事由による紛争であるときを除き、当該紛争によってメーカー等に生じた損害につき一切の責任を負いません。

(権利の帰属)

第7条 本プログラムの遂行過程で生じた発明、考案、意匠、ノウハウ、著作物等の成果（以下「発明等」という。）及び発明等に関する特許等の産業財産権、著作権その他の知的財産権（以下、あわせて「知的財産権」という。）の帰属については次のとおりとします。

- (1) 当社及びメーカー等が共同で発明等を行った場合の当該発明等に関する知的財産権は、共有とし、その持分は均等とします。
- (2) 当社又はメーカー等が単独で発明等を行った場合の当該発明等に関する知的財産権等は、当該当事者に単独で帰属するものとし、
- (3) 前2号に拘わらず、当社から提供を受けた技術情報に基づき、メーカー等が単独で行った発明等について産業財産権の出願をする場合には、メーカー等は、予めその内容を当社に通知して、当該発明等の帰属等について事前に当社と協議しなければなりません。

2 前項第2号又は第3号に基づき知的財産権が当社又はメーカー等に単独に帰属する場合、権利者は、相手方の求めに応じて、当該知的財産権の非独占的な実施を相手方に許諾するものとし、その条件は当社及びメーカー等間で協議のうえ別途定めるものとし、

3 第1項第1号又は第3号により当社及びメーカー等の共有となる知的財産権に係る出願、維持等の手続き及びこれら手続きに係る費用の分担は、当社及びメーカー等間で協議のうえ別途定めるものとし、

(守秘義務)

第8条 当社及びメーカー等は、本プログラムの遂行に付随して相手方から秘密である旨を明示（口頭による場合は開示の際に秘密である旨告知し、かつ当該開示から30日以内に秘密情報である旨及びその要旨が書面で通告されるものとし、）して開示される情報（技術情報及び本サポートに関して提供される情報を含み、以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって機密に取扱うものとし、相手方の書面による承諾なく、当該秘密情報を知るべき必要性を有するその役員及び従業員以外の第三者に開示してはなりません。

2 当社及びメーカー等は、秘密情報を本プログラム遂行の目的以外の目的で使用、複写・複製してはならず、また、相手方の事前の書面による承諾なく改変してはなりません。

3 秘密情報のうち、次の各号に該当する情報は、本条に定める守秘義務の対象とはなりません。

- (1) 開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの
- (2) 開示の時点で、受領者が既に保有していたもの
- (3) 開示者から開示された秘密情報によらず受領者が独自に開発したもの
- (4) 受領者が正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの

4 当社及びメーカー等は、次の各号の一に該当するときは、秘密情報及びその全ての複写、複製

物を直ちに相手方に返却するか、又は相手方の指示に基づき破砕しなければなりません。

- (1) 相手方から書面により秘密情報の返却要求があるとき
- (2) 本プログラムのために秘密情報を使用する必要がなくなったとき
- (3) 本件契約が終了したとき

(個人情報の取扱い)

第9条 当社及びメーカー等は、本プログラム遂行（本規約に基づく手続きの実行を含む）過程で相手方から個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項の定めによる。）を取得する場合は、法令及び自己の定める「プライバシーポリシー」等の定めにより、これを適正に取扱うものとします。

(損害賠償)

第10条 メーカー等は、本規約等又は本件契約に違反したことにより当社に損害を与えた場合には、その損害の一切に対して賠償の責を負うものとします。

2 当社は、本プログラムに関し、メーカー等又は第三者において生じた損害について一切責任を負わないものとします。但し、当社が故意又は重過失がある場合にはこの限りではありません。

(本プログラムの終了)

第11条 本規約等の他の定めにかかわらず、当社は、本プログラムの全部又は一部をメーカー等の同意を得ることなく、1か月前までの事前通知を行うことによりいつでも終了することができるものとします。但し、当社の責に帰すべからざる事由により本プログラムの全部又は一部を終了せざるを得ない緊急の理由が存する場合は1か月未満の事前通知をもって終了できるものとします。なお、本プログラムの全部が終了した場合、本件契約も自動的に終了するものとします。

(本件契約の解除)

第12条 当社は、メーカー等が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、何らかの通知・催告等を要せず、直ちに本件契約を解除できるものとします。

- (1) 本規約等の各規定の一に違反し、書面により相当期間を定めた催告を行った後、なお当該違反が是正されないとき
- (2) 振出した手形又は小切手が不渡りとなったとき
- (3) 仮差押、差押若しくは仮処分命令・通知が発送され、競売の申し立てを受け、又は滞納処分を受けたとき
- (4) 支払の停止又は破産、会社更生手続き開始、民事再生手続き開始若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき
- (5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき
- (6) 本件契約の成立後に第3条（契約の成立）第2項の各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (7) 本件契約以外の当社との契約につき、自己の責に帰すべき事由等により当社から解除を受け

たとき

(有効期間)

第13条 本件契約の有効期間は、本件契約の成立日から3年間とし、本件契約の更新を希望するメーカー等は、再度第3条第1項に基づく申込みを行うものとします。

2 メーカー等又は当社は、前項に定める有効期間中であっても、相手方に1か月前までに書面による通知を行うことにより、本件契約を解除することができるものとします。

(終了後の効果)

第14条 第6条第5項、第7条、第9条、第10条、本条及び第17条乃至第19条は、本件契約終了後もなお有効とします。

2 第8条は、本件契約終了後もなお3年間有効とします。

(非拘束)

第15条 当社及びメーカー等は、本件契約に違反しない限り、本プログラムと同様の他のプロジェクト等への参加、遂行等、一切の行為を制限されないものとします。

(代理関係等の否定)

第16条 当社及びメーカー等は、相互に独立した契約者であり、本件契約により相手方の代理店、共同事業者、代理人としての権利を得るものではないものとします。

(譲渡の禁止)

第17条 当社及びメーカー等は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本件契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

(準拠法)

第18条 本件契約に関する準拠法は、日本国法とします。

(合意管轄裁判所)

第19条 本規約等及び本件契約に関する訴訟については、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議解決)

第20条 当社及びメーカー等は、本契約の解釈について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。